

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和5年12月11日(月)
本会議終了後
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第94号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について (市民)
- 2 議案第95号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
定について (国保)
- 3 議案第93号 令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
(第2回)について (国保)

- ※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
※2 審査は議案ごとに職員を入れ替えながら行います。

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 産前産後期間の保険料の減額

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る保険料について、産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額するもの。【施行期日：令和6年1月1日】

(2) 対象となる出産

妊娠 85 日以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む。）

(3) 対象となる産前産後期間

4 か月（多胎妊娠の場合は、6 か月）

※ 出産予定日（出産日）が属する月の前月（多胎妊娠の場合は、3 月前）から出産予定日（出産日）の翌々月までの期間

(4) 減額をする保険料

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る年度分の所得割額及び被保険者均等割額の 12 分の 1 の額に、産前産後期間の月数を乗じて得た額

(5) 対象者数及び影響額（令和5年度予算（12月補正））

対象者数：14 人、影響額（保険料収入の減少額）：15 万 5,000 円

(6) 減額に関する国・県等の負担

市は、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れ、繰入額の 2 分の 1 を国が負担し、また、繰入額の 4 分の 1 を県が負担する。

2 その他

地方税法の改正に伴う引用条項の整理及びその他所要の改正を行うもの。